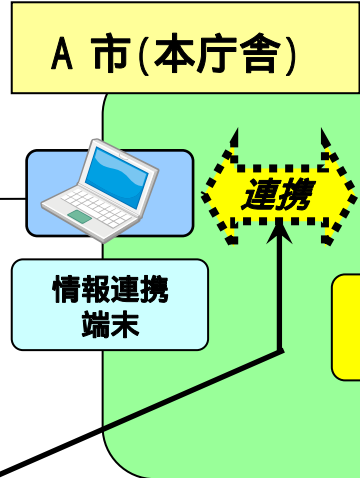
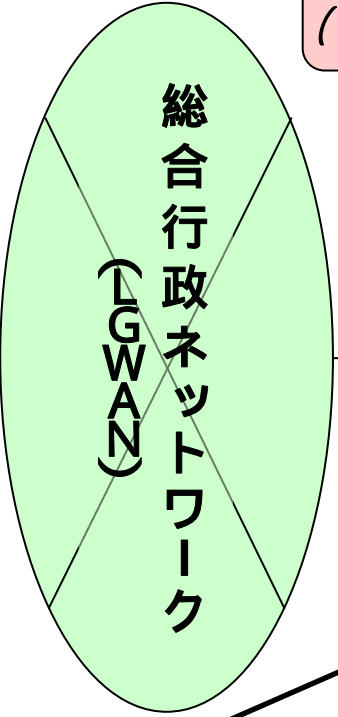
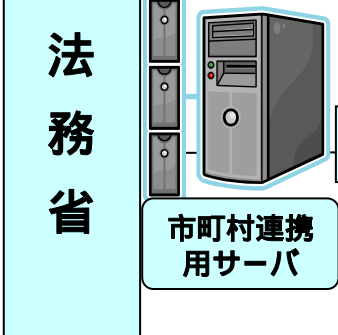
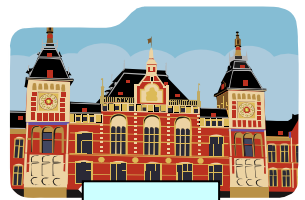


# 資料 1—①

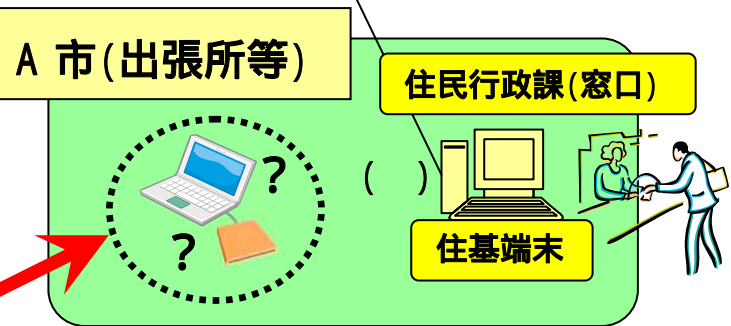
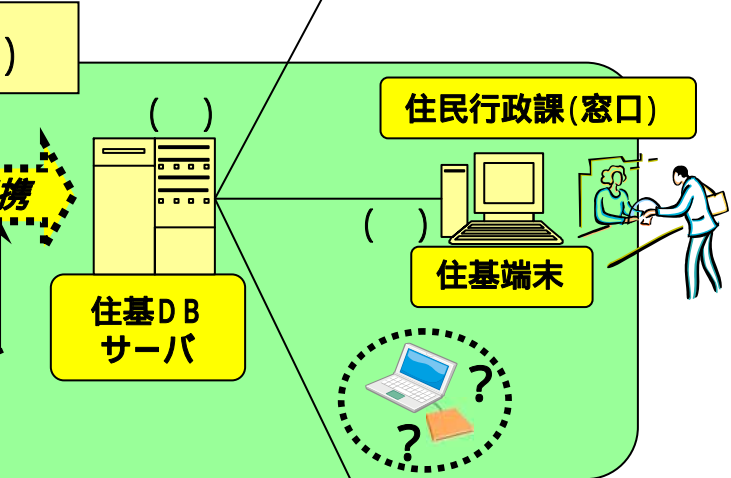
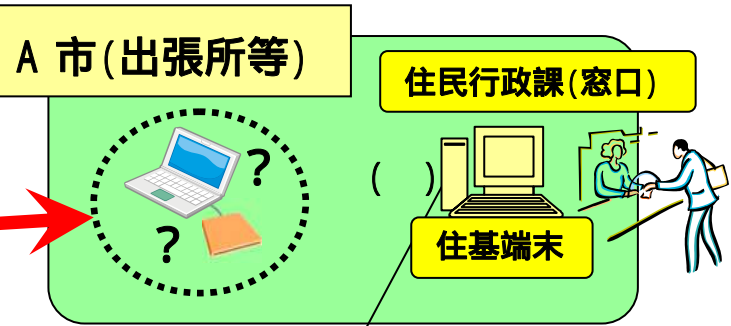
法務省と市区町村  
との情報連携等  
に関する主要論点に  
ついて  
(法務省提供資料)

# 法務省と市区町村との情報連携等に関する主要論点(イメージ図)【再掲】

本件については、過去の実務研究会資料(第8回(資料2)及び第9回(資料3))も併せて参照



連携



今回の実務研究会で検討

【論点2】  
(下記参照)

今回の実務研究会で検討

前々回及び前回の  
実務研究会で検討

【論点1】  
情報連携端末と住基DB  
サーバの連携の在り方

【論点2】 窓口(支所・出張所含む)の運用  
住居地情報をIC部に記録することの是非  
ICカードR/W及び操作用端末の設置の是非

( ) A市の既存住基システム

【論点2】住居地の届出等に係る市区町村(支所・出張所等を含む。)窓口の運用について

転入届等(改正住民基本台帳法)と住居地の届出(改正入管法等)との関係

転入届・転居届  
(自治事務)

・根拠

改正住民基本台帳法第22条

同法第23条

同法第30条の46

同法第30条の47

・違反した場合の罰則

**行政罰**(5万円以下の過料)

市区町村  
(住民行政窓口)



年月日
転入・転居届
転入 転居
届出人 住所
氏名
：

ワンストップ  
負担軽減

住居地の届出

(法定受託事務)

・根拠

改正入管法第19条の7～9

改正入管特例法第10条

・違反した場合の罰則等

**刑事罰**(20万円以下の罰金(虚偽届出の場合は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金))

**在留資格の取消し**(中長期在留者のみ)(90日以内に届出をしない場合、取消し対象となり得る)

1回の届出で2枚の届出書(転入届等, 住居地届出書)を記載いただくのは**煩瑣**

在留カード・特別永住者証明書に**住居地**を記載(市区町村の法定受託事務)

外国人住民が在留カード・特別永住者証明書を提出して**転入届等**をしたときは、改正入管法に定める**住居地の届出をしたものとみなされる。**  
(改正入管法第19条の7～9, 改正入管特例法第10条)

## 住居地の届出等に関し市区町村窓口で求められる体制・運用

前頁の関係を踏まえた場合、住居地の届出等に関しては、次の点に留意した市区町村(支所・出張所等を含む。)の窓口体制・運用が求められる。

- 1 新制度において、外国人住民に係る転入届等を受け付ける窓口(支所・出張所等の窓口を含む。)では、必ず住居地の届出事務が発生(前頁の「みなし規定」を参照)する点に留意が必要。
- 2 各市区町村の判断により、支所・出張所等の窓口において外国人住民に係る転入届等を受け付けることとした場合には、同窓口において、在留カード・特別永住者証明書への住居地の記載やICカードリーダー/ライタの操作を行っていただく必要が生じる。  
(例えば、支所・出張所等の窓口で転入届の受付のみ行い、在留カード等への記載は本庁舎で行わせるなどの運用は改正入管法の趣旨を没却しかねず、不適當)
- 3 仮に、必要な住居地の届出が行われなかった場合には、刑事罰や在留資格取消しの対象となり得ることから、転入届等のみ行えば足りるとの誤解を申請者に与えないよう、窓口での十分な注意喚起・指導が求められる点にも留意が必要。

上記運用が求められる点に十分留意しつつ、各市町村において、新制度における転入届等の窓口(支所・出張所等の窓口を含む。)体制を検討してはどうか。

(注) 5頁以降に掲げる論点(各論1～3)にも留意が必要。

## 市区町村窓口で在留カード等のICチップを取り扱うための機器について

法務省において、外国人住民に係る転入届等を受け付ける市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)に対し、次の情報機器の配備を検討する。

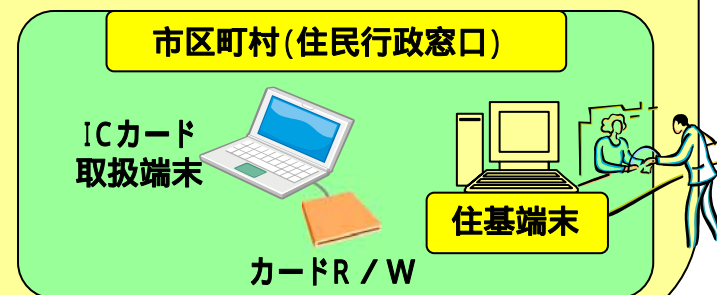
### 1 カードリーダー/ライター

ICチップ(在留カード及び特別永住者証明書に内蔵されるICチップをいう。以下同じ。)に記録される情報を取り扱う(注)ためのリーダー/ライター(Type B(非接触型)対応)。  
(注)必要なアプリケーションを法務省において開発し、市区町村に配布することを別途検討。

### 2 ICカード取扱端末

市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)において、上記カードリーダー/ライターを接続・操作するためのPC端末(注)。

(注) 論点1(第8回及び第9回実務研究会資料参照)の「情報連携端末」とは目的・用途が異なる端末であるので注意。論点2の「ICカード取扱端末」は論点1の「情報連携端末」とは別途、法務省において配備を検討するもの。  
なお、情報セキュリティ上必要な措置(FWの配備等)を検討。



これら情報機器の配備の具体的な時期や台数などについては、平成24年度における国の予算要求において検討・計画していく。

## 市区町村窓口で想定されるカードリーダー/ライタ等の運用と課題

外国人住民の転入届等を受け付ける市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)において、カードリーダー/ライタを用いて行うことが想定される事務は、次の1～3のとおり。

### 1 住居地情報のICチップへの書込み(詳細は各論1を参照)

改正入管法等の規定に基づき、市区町村の住民行政窓口において、住居地情報のICチップへの書込みを行う。

### 2 ICチップの読出しによる情報確認(偽変造確認。詳細は各論2を参照)

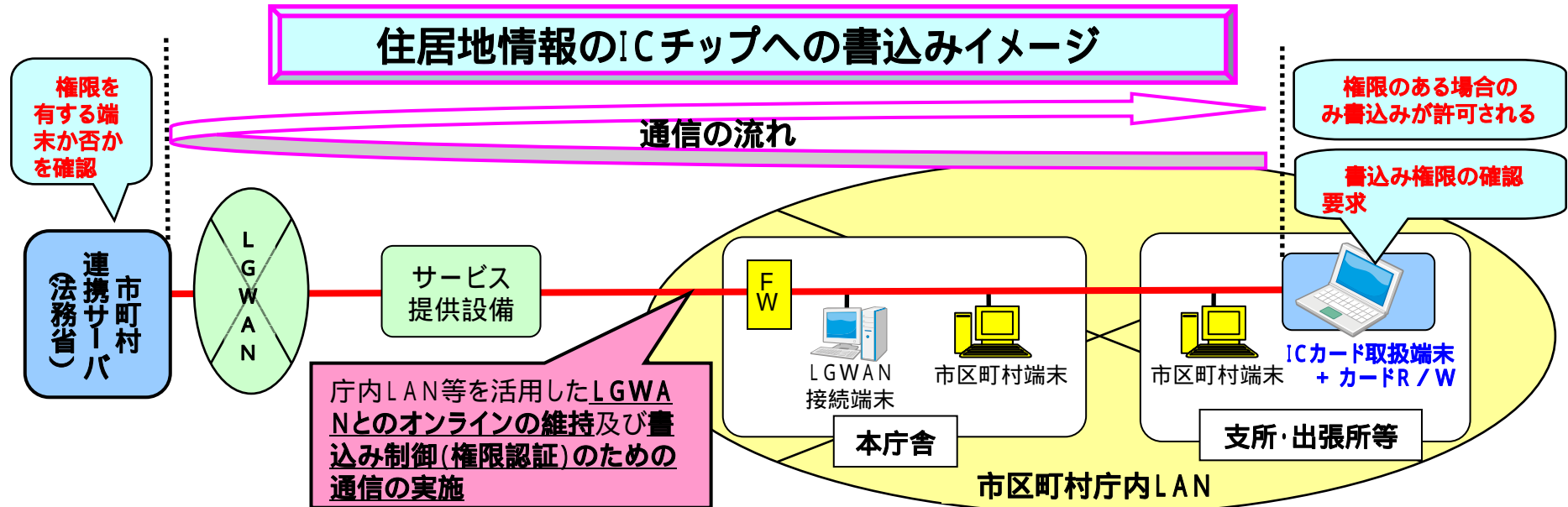
確実な本人確認及び偽変造防止対策の観点から、市区町村の住民行政窓口において、外国人住民が提出した在留カード等のICチップ内の情報を読み出して、券面情報と相違ないか比較・確認する。

### 3 ICチップの読取りによる情報活用(住民票作成支援。詳細は各論3を参照)

法務省の所管外ではあるが、市区町村窓口において外国人住民に係る住民票を作成する際、誤記載防止等の観点から、ICチップに記録された情報(氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格等)をテキストデータとして抽出・活用したいとの市区町村側の要望がある。



## 【各論1】住居地情報のICチップへの書込みに関する課題と今後の方向性



住居地情報のICチップへの書込みに関する事務を行うためには、全ての市区町村において次の1～3に掲げる環境(以下「3要件」という。)が整っている必要がある。

- 1 窓口に配備される**全てのICカード取扱端末がLGWANに接続**されている必要がある(注)。  
 (注)書込み制御(権限認証)を適切に行うとの観点から**ICカード取扱端末のスタンドアロン運用は不可**。  
 なお、**支所・出張所等**においては、基本的には市区町村の庁内LAN(情報系又は業務系など)を経由したLGWANへの接続が想定される。
- 2 窓口に配備されるICカード取扱端末を上記1の形態で接続することにつき、**各市区町村のセキュリティ・ポリシーにおいて許容される必要**(注)がある。  
 (注)現行のセキュリティ・ポリシーにおいて許容されない場合には、**当該市区町村において、同ポリシーの改正を検討いただく必要が生じる**。
- 3 窓口に配備されるICカード取扱端末を上記1の形態で接続する際、**各市区町村において庁内LANに係る必要な設定変更**をしていただく必要が生じる。

## 【各論1】住居地情報のICチップへの書込みに関する課題と今後の方向性

### 課題の整理(詳細は参考資料2及び3を参照)

住居地情報のICチップへの書込みに関し,多くの市区町村では実施に必要なネットワーク環境等(前頁「3要件」)が概ね整っている。

他方,改正法施行時(平成24年7月頃)において必要なネットワーク等の環境整備が困難(又は不確実)な事情を抱えている市区町村も少なからず存在する。

住居地情報の書込みは,偽変造防止の観点から行われるものである。したがって,特定の庁舎では書込みが行われない等の事務取扱い上の不整合は許されない。

### 対処方針

- 1 市区町村における住居地情報のICチップへの書込みは当分の間行わないこととする。
- 2 同運用の実施時期を見極めるため,新制度が施行・定着した時期(平成25年度を目途)に,法務省において市区町村のネットワーク環境や窓口体制等に関する実状を改めて調査する。
- 3 2の調査結果等を踏まえつつ,本件の運用開始時期を総務・法務両省で調整・決定する。



## 【各論2】ICチップの読出しによる情報確認(偽変造確認)の課題と今後の方向性

### 在留カード等の券面への住居地記載(裏書き)に係る事務の流れ(イメージ)



市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)においてICチップの読出しによる情報確認に関する事務を行うためには、次の点に留意が必要である。

- 1 各論2(読出し)の事務は、各論1(書込み)の事務と異なり、ICチップの書込み制御(権限認証)を行わないことから、ICカード取扱端末のスタンドアローン運用も可能である。
- 2 市区町村の住民行政窓口において、本人確認の事務のほか、カードリーダー/ライタの操作によるICチップの読出し(偽変造確認)、在留カード等への住居地情報の記載(裏書き)等の事務が発生。**対応する職員等に機器の操作や事務取扱要領を習得していただく必要**がある。
- 3 ICカード取扱端末をスタンドアローン運用する場合(注)には、必要なメンテナンス(OS等のアップデートなど)を、法務省から提供されたパターンファイル(CD-R等による配布を個別に検討)を用いるなどして当該市区町村窓口で実施するなどの方策を検討いただく必要がある。

(注)ICカード取扱端末を(市区町村庁内LAN経由等による)LGWAN接続により運用する場合には、OS等の自動アップデート機能を設ける予定。

## 【各論2】ICチップの読出しによる情報確認(偽変造確認)の課題と今後の方向性

### 課題の整理(参考資料3を併せて参照)

支所・出張所等における通訳の確保や人員配置が課題と考えている市区町村が存在。他方、特別永住者を始め定着性の高い外国人や複数国籍世帯の利便性にも配慮が必要と考えている市区町村も多い。

市区町村の担当職員等への事務や機器操作・メンテナンスの周知が課題。特に、支所・出張所等に嘱託・臨時職員等を配置している場合が課題となる。

### 対処方針

- 1 外国人住民に係る転入届等を受け付ける市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)において、住居地の届出に関する次の事務を行う。
  - ・ 本人確認等(申請者と在留カード等券面の顔写真とを確認等)
  - ・ 偽変造確認(在留カード等の券面情報とICチップの情報とを確認)
  - ・ 在留カード等への住居地の記載(裏書き)
- 2 支所・出張所等の窓口に設置される情報機器の必要なメンテナンス方法等を各市区町村の実状に応じて検討いただく。
- 3 所要の事務取扱や機器の操作等につき、確実な運用が期待できない支所・出張所等では住居地の届出を受け付けないなどの判断(注)も必要。  
(注)当該判断に当たっては、2～3頁に掲げる論点にも留意が必要。

## 【各論3】ICチップの読取りによる情報活用(住民票作成支援)について

### ICチップの読取りによる情報活用(住民票作成支援)のイメージ



ICチップ内の身分事項等の情報をテキストデータとして抽出・活用可能

国籍・地域	ブラジル
氏名	IMMIGRATIONE
性別	男
生年月日	年 月 日
在留資格	
在留期間	.....
在留カード番号	....

効果

➤ **誤記や入力間違い等を防止**

➤ **入力が不要となり、市区町村の事務処理負担を軽減**

誤記等の不安解消



事務処理負担の軽減

### 背景

住民票は法務省の所管外ではあるが、市区町村窓口において外国人住民に係る住民票を作成する際、誤記載防止等の観点から、ICチップに記録された情報(氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格等)をテキストデータとして抽出・活用したいとの市区町村側の要望があった。

(参考)外国人登録事務に関する要請書(抄)

(平成22年2月25日。外国人登録事務協議会全国連合会)

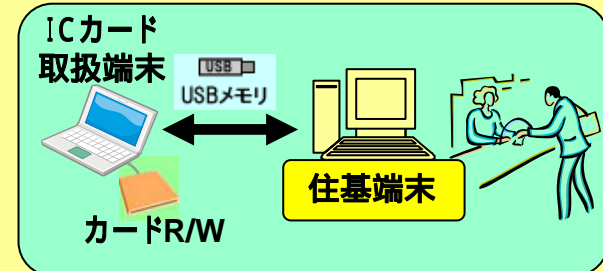
例えば在留カード等のICチップに判明した正字が書き込まれ、市区町村においても当該情報を読み取れるようにする等、市区町村が正字を容易に取り扱うことができる環境につき十分配慮されたい。

## 【各論3】ICチップの読取りによる情報活用(住民票作成支援)について

### 想定される情報活用方法(市区町村側の判断による)

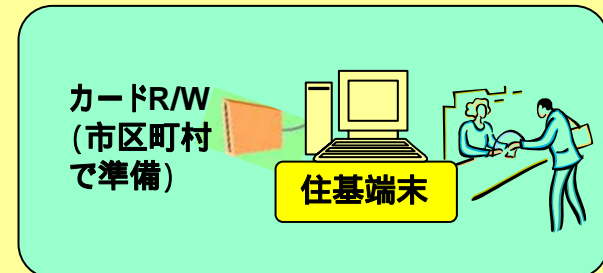
#### 活用パターン1

ICカード取扱端末で抽出した情報を**市区町村側の判断により**既存の住基システム(クライアント端末)に媒体(USBメモリ等)で移送する。



#### 活用パターン2

既存の住基システム(クライアント端末)にICチップの読出し/読取り用アプリケーションを**市区町村側の判断により**インストールし、既存の住基システム端末を用いてICチップの情報を抽出する。



### 法務省の対応

1 上記のいずれの活用パターンにも対応できるよう、法務省においてICチップの読出し/読取り用アプリケーションを開発(注)し、市区町村に配布する。

(注) 本来はICカード取扱端末で活用するために開発するものであるが、市区町村側の判断と責任において既存の住基システム端末等にインストールすることも可能とする(既存の住基システム端末等にインストールした場合は法務省において動作保証はできないこと及びWindows 7(32bit)版であることに注意を要する。)

2 市区町村において、活用パターン1に係るUSBメモリ等の媒体によるデータ移送が行われることを想定し、法務省は、ICチップから抽出されるデータの形式や、セキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。